

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 役員等報酬規程

平成29年6月26日

神リハ規程第8号

改正 令和8年6月29日神リハ規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団(以下「事業団」という。)の定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、通勤手当及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 賞与については、別表2に定める額とする。
- (3) 通勤手当については、事業団職員給与規程第14条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬については、別表3に定める額とする。ただし、神奈川県の職員である非常勤役員等には支給しない。

2 非常勤役員等が職務のため出張をしたときの費用弁償については、次のとおりとする。

- (1) 非常勤役員等が前項に定められた報酬の支給を受ける場合は、当該報酬額に出席に必要な経費が含まれているものとし、旅費は支給しない。また、神奈川県の職員である非常勤役員等についても旅費は支給しない。
- (2) 神奈川県の職員である非常勤役員等のうち、次に掲げる者については、前号の規定にかかわらず神奈川県総合リハビリテーション事業団旅費規程により、実費弁償相当分の旅費について支給することができる。

ア 神奈川県総合リハビリテーション事業団理事会及び評議員会の出席が、その者の本務に照らし、服務上「職務専念義務の免除」又は「年次有給休暇」等の扱いとなるとき。

イ その他理事長が必要と認めたとき。

(職員給与との併給)

第5条 事業団職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等の報酬、通勤手当及び賞与の支給方法については、事業団職員の例による。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程の運用にあたり、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 事業団は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(雑則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成29年6月26日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団役員の給与及び報酬等に関する規程（昭和48年神リハ規程第10号）は廃止する。

附 則（令和8年6月29日神リハ規程第3号）

この規程は、令和8年6月29日から施行する。

別表1 常勤役員等の報酬 (第3条関係)

役職名	報酬の額
理事長	月額 495,000円
専務理事	月額 418,000円

別表2 常勤役員等の賞与 (第3条関係)

6月の賞与	(報酬月額+報酬月額の20%) × 1.90か月分
12月の賞与	(報酬月額+報酬月額の20%) × 2.10か月分

別表3 非常勤役員等の報酬 (第4条関係)

	日 額
評議員 (評議員会への出席)	15,000円
理事 (理事会等会議への出席)	
監事 (監事監査等への出席)	